

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 法人農地取得事業に係る特定地方公共団体を定める規定を削除すること。

(第二十六条関係)

第二 この政令は、令和五年九月一日から施行するものとする。

(附則関係)